

## 「重要事項」のお知らせ

「金融商品の販売等に関する法律」が平成13年4月1日から施行されました。

この法律では、金融商品を販売する販売業者に対し、顧客への重要事項（例えば、金融商品販売会社が財務状況によって、破綻するかもしれないことや、契約保険金の満額支払いができなくなるなど。）の説明責任を課し、お客からはこのことをあらかじめ了承いただいたうえで、契約等することの説明を義務付け、求めたものです。

これらのことと同様に、農業共済組合に対しましても説明義務が課せられたところです。

つきましては、農業共済制度にご加入いただきます際、共済金等のお支払い金額が削減されることもある、とお含みくださるようお願い申し上げます。このことが「金融商品の販売等に関する法律」で義務づける「重要事項」になっておりますことも、併せてご承知おき願います。

本組合は今後とも、農業災害補償法並びに組合定款及び共済規程を遵守し、組合存立の基幹機構であります、総代会のご意思に忠実に、共済事業の遂行につとめ、組合員に役立つ制度運営につとめてまいりますので、一層のご支援とご理解のほどお願い申し上げます。

なお、このことについてご不明な点がございましたら、当組合にお問い合わせ願います。

各事業の重要事項の説明につきましては、それぞれのページの”ご契約にあたって”をご覧ください。